

金融サービス仲介業者向け監督指針 新旧対照表

改正後	現行
Ⅲ－２－５ <u>顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務</u>（金融サービス提供法第 2 条関係） （１）主な着眼点 金融サービス仲介業者が、<u>その業務を通じて、社会に付加価値をもたらし、同時に自身の経営の持続可能性を確保していくためには、顧客の最善の利益を勘案しつつ、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが求められる。</u>そこで、<u>金融サービス仲介業者が、必ずしも短期的・形式的な意味での利益に限らない「顧客の最善の利益」をどのように考え、これを実現するために自らの規模・特性等に鑑み、組織運営や商品・サービス提供も含め、金融サービス契約の当事者となる金融機関との間の委託関係・資本的関係・人的関係の有無にかかわらず、顧客に対して誠実かつ公正に業務を遂行しているかを検証する。</u> （２）監督手法・対応 日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された金融サービス仲介業者の誠実公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融サービス仲介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規定	Ⅲ－２－５ 誠実・公正義務（金融サービス提供法第 24 条関係） （１）主な着眼点 金融サービス仲介業者が、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を行うことが<u>自ら果たすべき役割であることを認識し、金融サービス契約の当事者となる金融機関との間の委託関係・資本的関係・人的関係の有無にかかわらず、顧客に対して誠実かつ公正に行動しているか。</u> （２）監督手法・対応 日常の監督事務や、事故等届出等を通じて把握された金融サービス仲介業者の誠実・公正義務上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金融サービス提供法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることを通じて、金融サービス仲介業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保又は顧客保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金融サービス提供法第 37 条の規

改正後	現行
に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。<u>（行政処分を行う際に留意する事項はⅡ－5による。）</u>	定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金融サービス提供法第 38 条第 1 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。